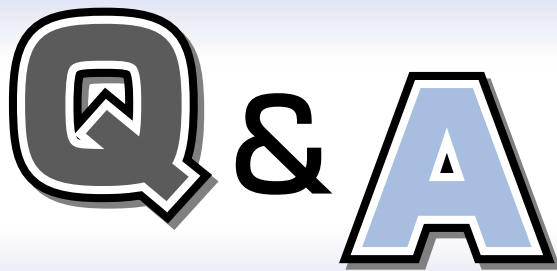


20歳になったら国民年金

新成人のための



Q 国民年金にはどんな人が加入するの？

A 国民年金には、日本に住む20歳以上60歳未満のすべてのかたが加入します。職業などによって、次の3つの種類(被保険者)に分けられます。

第1号被保険者

学生、フリーター、自営業者など

(第2号・第3号以外のかたは、収入の有無にかかわらず、第1号被保険者になります。)

第2号被保険者

会社員や公務員など

第3号被保険者

Q 年金って若いときにも関係あるの？

A 関係あります！国民年金は老後の年金だけでなく、病気やけがで体に障害が残ったときにも障害基礎年金が支給されます。交通事故やけがなど、万が一のことは、いつ自分の身に起こるか分かりません。そんなときに、生活の支えになるのが障害基礎年金です。また、一家の働き手が亡くなったときに、残された家族を支える遺族基礎年金もあります。

Q 20歳になったら、何をすればいいの？

A 20歳になるかたに、社会保険事務所から「国民年金被保険者資格取得(申出)書」が送付されますので、役場保険年金課に提出してください。(20歳の時点で、第2号被保険者になっているかたには送付されません。)

その後、年金手帳が社会保険事務所から送付されます。年金手帳は、今後年金の手続をする

際、必ず必要なもので、国民年金や厚生年金、共済年金など、加入する年金が変わっても、「一人1冊、一生同じ手帳」を使用しますので、なくさないようにせつに保管してください。

また、国民年金保険料を納付する義務が生じます。第1号被保険者の保険料は、1か月14,100円(平成19年度の額)です。社会保険事務所から納付書が送られてきますので、金融機関やコンビニエンスストアなどで納めてください。口座からの引き落としもできます。

Q 将来国民年金が破たんする心配はないの？

A 国民年金などの公的年金制度は、国が責任をもって運営しています。また、働く世代が高齢者世代を支える仕組みをとっており、日本の経済社会が存続する限り、決して破たんすることはありません。

「自分が年を取ったときには年金がもらえない」という噂に振り回されず、着実に保険料を納めないと、年を取ったときや万が一のときに、後悔することになりかねません。

Q 収入がなくて保険料が納められない場合は？

A 学生であれば、在学中の保険料が後払いできる学生納付特例制度があります。学生でないかたも、保険料の免除や納付猶予を受けられる制度があります。いずれも前年所得による審査があります。

保険料の納付月数不足により、年金が受給できないことにならないよう、納められないときはそのままにせず、ご相談ください。

問合せ 春日部社会保険事務所 ☎048(737)7111
白岡町保険年金課国民年金係 内線143・144